



山形県公報

平成20年11月25日(火)
第1997号
毎週火・金曜日発行

目次

規則

建築士法施行細則の一部を改正する規則..... (建築住宅課) ...1487

告示

県議会定例会の招集..... (財政課) ...1494

農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知..... (森林課) ...1495

県道の供用の開始..... (置賜総合支庁西置賜建設総務課) ... 同

教育委員会関係

告示

山形県教育委員会11月定例会の招集..... 同

病院事業局関係

規程

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程.....1496

規則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月25日

山形県知事 齋藤 弘

山形県規則第97号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和25年12月県規則第131号)の一部を次のように改正する。

目次中「第14条」を「第14条の12」に改める。

第1条中「及び建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)」を「、建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)及び建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令(平成20年国土交通省令第37号。以下「機関省令」という。)」に改める。

第4条中「を交付する」を「(以下「免許証」という。)を交付する」に改める。

第6条第2号中「本籍地の都道府県名(日本の国籍を有しないものにあつては、そのものの有する国籍名)」を削り、同条に次の2号を加える。

(5) 法第22条の2に規定する講習を受けた年月日及び当該講習の修了証の番号

(6) 法第24条第2項に規定する講習の課程を修了した者にあつては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号

第7条第1項中「二級建築士・木造建築士(本籍、氏名)変更届(別記様式第3号)、免許証」を「免許証又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書(以下「免許証明書」という。)」に、「旨を」を「旨を二級建築士・木造建築士登録事項変更届(別記様式第3号)により」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「かつ」を「前項の規定による申請があつたときは」に、「届出者」を「申請者」に改め、同項を同条第3項とし、

同条第1項の次に次の1項を加える。

2 二級建築士又は木造建築士は、前項の規定による届出をする場合において、免許証又は免許証明書に記載された事項に変更があつたときは、免許証の書換え交付を申請しなければならない。

第8条の見出しを「(免許証の再交付)」に改め、同条第1項中「、免許証」を「、免許証又は免許証明書」に、「二級建築士免許証・木造建築士免許証再交付申請書」を「二級建築士免許証(免許証明書)・木造建築士免許証(免許証明書)再交付申請書」に、「その免許証」を「その免許証又は免許証明書」に改め、同条第2項中「免許証を」を「免許証又は免許証明書を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、前項の規定による申請があつたときは、申請者に免許証を再交付する。

第9条中「免許証」を「免許証又は免許証明書」に改める。

第10条第1項中「、又は法第8条の2及び」を「又は」に改める。

第13条の見出しを「(免許証等の領置)」に改め、同条中「免許証」を「免許証又は免許証明書」に改める。

第14条を次のように改める。

(二級建築士等名簿の閲覧)

第14条 知事は、法第6条第2項の規定により二級建築士名簿及び木造建築士名簿を一般の閲覧に供するため、建築士登録簿閲覧所を設ける。

2 知事は、前項の規定により建築士登録簿閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規程を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規程を告示する。

第2章中第14条の次に次の11条を加える。

(指定登録機関の指定の申請)

第14条の2 法第10条の20第2項の規定による指定を受けようとする者(次項第8号において「指定申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 名称及び住所

(2) 法第10条の20第1項に規定する二級建築士等登録事務(以下「二級建築士等登録事務」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地

(3) 二級建築士等登録事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款及び登記事項証明書

(2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。

(3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

(4) 申請に係る意思の決定を証する書類

(5) 役員の氏名及び略歴を記載した書類

(6) 現に行つている業務の概要を記載した書類

(7) 法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第1項第1号に規定する二級建築士等登録事務の実施に関する計画を記載した書類

(8) 指定申請者が法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第2項各号に該当しない旨を誓約する書面

(9) その他参考となる事項を記載した書類

(名称等の変更の届出)

第14条の3 法第10条の20第1項に規定する都道府県指定登録機関(以下「指定登録機関」という。)は、同条第3項において準用する法第10条の6第2項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(1) 変更後の指定登録機関の名称若しくは住所又は二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地

(2) 変更しようとする年月日

(3) 変更の理由

(役員を選任及び解任の認可の申請)

第14条の4 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の7第1項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の氏名

(2) 選任又は解任の理由

(3) 選任の場合にあつては、その者の略歴

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第10条の20第3項において準用する法第10条の5第2項第4号イ又は口のいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添付しなければならない。

（登録等事務規程の認可の申請）

第14条の5 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の9第1項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る同項に規定する登録等事務規程を添えて、知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の9第1項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更しようとする事項
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

（事業計画等の認可の申請）

第14条の6 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の10第1項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の10第1項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更しようとする事項
- (2) 変更しようとする年月日
- (3) 変更の理由

（登録状況の報告）

第14条の7 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 当該四半期における二級建築士及び木造建築士の登録、登録事項の変更の届出及び登録の抹消の件数
- (2) 当該四半期の末日における二級建築士及び木造建築士の人数

2 前項の報告書には、二級建築士名簿及び木造建築士名簿の登録事項を記載した登録者一覧表を添付しなければならない。

3 報告書等（第1項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

- (1) 指定登録機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

（不正登録者の報告）

第14条の8 指定登録機関は、二級建築士又は木造建築士が偽りその他不正の手段により登録を受けたと認料するときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 当該二級建築士又は木造建築士に係る登録事項
- (2) 偽りその他不正の手段

（二級建築士等登録事務の休廃止の許可の申請）

第14条の9 指定登録機関は、法第10条の20第3項において準用する法第10条の15第1項の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等登録事務の範囲
- (2) 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
- (3) 休止又は廃止の理由

（指定登録機関への書類の交付）

第14条の10 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出等を受けたときは、指定登録機関に対し、当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

- (1) 法第5条の2、法第8条の2又は第9条第2項の規定による届出 当該届出に係る事項
- (2) 機関省令第40条第4項又は機関省令第43条第4項の規定による報告書等の送付 機関省令第40条第2項第2号イ又は機関省令第43条第2項第2号イの修了者一覧表に記載された事項
- (3) 第29条第1項の規定による報告書の提出 同条第2項の合格者一覧表に記載された事項
(免許の取消し等の処分の通知)

第14条の11 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、法第9条第1項の規定により二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき又は法第10条第1項の規定により二級建築士若しくは木造建築士に対し戒告し、若しくは1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。

- (1) 処分を受けた者の登録番号及び登録年月日
- (2) 処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所
- (3) 処分の内容及び処分を行った年月日

(規定の適用)

第14条の12 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第3条第1項、第4条、第5条、第7条、第8条、第10条及び第14条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第4条第1項中「二級建築士免許証（別記様式第2号）又は木造建築士免許証（別記様式第2号の2）」（以下「免許証」という。）とあるのは「二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書」と、第7条第2項中「免許証の」とあるのは「免許証明書の」と、同条第3項、第8条の見出し及び同条第2項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、同条第3項中「免許証の」とあるのは「免許証明書の」と、第10条第1項中「免許を取り消したとき又は前条第2項の届出があつたとき」とあるのは「知事が免許を取り消したとき又は第14条の10第1号の規定により第9条第2項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けたとき」と、第14条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第10条の21第1項の規定により読み替えて適用される法第6条第2項」と、同条第2項中「告示する」とあるのは「公示する」とする。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第19条第1項中「第15条の17第1項」を「第15条の6第1項」に、「いう。）が」を「いう。）が同項に規定する」に改め、同項第1号中「法第15条第3号」を「同条第3号」に、「あつては法第15条第1号」を「あつては同条第1号」に改め、同項第3号中「縦5.5センチメートル、横4センチメートルのもの。」を「縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの」に改める。

第23条第1項中「第15条の17第2項」を「第15条の6第2項」に、「者」を「者（次項第11号において「指定申請者」という。）」に改め、同条第2項第1号中「又は寄附行為」を削り、同項第10号中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の6第1項」を「第15条の3第1項」に改め、同項第11号中「法第15条の17第5項」を「指定申請者が法第15条の6第3項」に、「第15条の3第2項第4号イ又はロ」を「第10条の5第2項各号」に、「ことを役員が」を「旨を」に改める。

第24条中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の4第2項」を「第10条の6第2項」に改める。

第25条第1項中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の5第1項」を「第10条の7第1項」に改め、同条第2項中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の3第2項第4号イ又はロに」を「第10条の5第2項第4号イ又はロのいずれにも」に改める。

第26条中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の6第3項」を「第15条の3第3項」に改める。

第27条中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の8第1項」を「第10条の9第1項」に改める。

第28条中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の9第1項」を「第10条の10第1項」に改める。

第29条に次の1項を加える。

3 報告書等（第1項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

- (1) 指定試験機関の使用に係る電子計算機と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機

に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

(2) 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

第30条中「第15条の17第5項」を「第15条の6第3項」に、「第15条の13第1項」を「第10条の15第1項」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間

第34条及び第35条を次のように改める。

(建築士事務所登録簿等の閲覧)

第34条 知事は、法第23条の9の規定により同条各号に掲げる書類（以下「建築士事務所登録簿等」という。）を一般の閲覧に供するため、建築士事務所登録簿等閲覧所を設ける。

2 知事は、前項の規定により建築士事務所登録簿等閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規程を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規程を告示する。

(規定の適用)

第35条 法第26条の3第1項に規定する指定事務所登録機関が同項に規定する事務所登録等事務を行う場合における第31条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定事務所登録機関」と、第31条中「第23条の3第2項」とあるのは「第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の3第2項」と、第32条第1項中「第23条の5第1項」とあるのは「第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の5第1項」と、第33条中「第23条の7」とあるのは第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の7」と、前条第1項中「第23条の9」とあるのは「第26条の4第1項の規定により読み替えて適用される法第23条の9」と、「同条各号に掲げる書類」とあるのは「法第26条の3第1項に規定する登録簿及び書類」と、同条第2項中「告示する」とあるのは「公示する」とする。

「山形県知事 殿

別記様式第1号中「山形県知事 殿」を 指定登録機関 殿 に、

(名称) 」

ふりがな 氏 名	生年月日	年 月 日		性 別	
				男	女
本 籍					
現 住 所	郵便番号	電話番号 ()			
試 験 選 考	二級建築士試験又は二級建築士の選考に合格した時期 年 木造建築士試験又は木造建築士の選考				
	合格証明書日付	年 月 日	合格証明書番号	第 号	

を

ふりがな 氏 名	生年月日	年 月 日		性 別		写 真
				男	女	
本 籍						
現 住 所	郵便番号	電話番号 ()				
試 験 選 考	二級建築士試験又は二級建築士の選考に合格した時期 年 木造建築士試験又は木造建築士の選考					
	合格証明書日付	年 月 日	合格証明書番号	第 号		

に、

審査

を

審査	手数料	写真照合	戸籍照合	登記照合	名簿照合者	欠格審査	名簿登録	発免許 行証	

に改

め、同様式の注書第4項中「選考試験」を「試験選考」に改める。

別記様式第2号及び別記様式第2号の2を次のように改める。

様式第2号

(表)

二級建築士免許証

(氏 名)

年 月 日生
登録番号 第 号
二級建築士
登録年月日 年 月 日

建築士法（昭和25年法律第202号）により二級建築士の免許を与えたことを証します。

年 月 日

山形県知事 氏 名 印

(裏)

講習受講履歴		
講習の種別	修了年月日	修了書番号

7.5センチメートル

4.2センチメートル

様式第2号の2

(表)

木造建築士免許証

(氏 名)

年 月 日生
登録番号 第 号
木造建築士
登録年月日 年 月 日

建築士法（昭和25年法律第202号）により木造建築士の免許を与えたことを証します。

年 月 日

山形県知事 氏 名 印

(裏)

講習受講履歴		
講習の種別	修了年月日	修了書番号

7.5センチメートル

4.2センチメートル

別記様式第3号中「二級建築士（本籍、氏名）変更届」を「二級建築士登録事項変更届」に、
木造建築士「山形県知事 氏 名 殿」を指定登録機関（名称）に、「第7条」を「第7条（第14条の12の規定により読み替えて適用される第7条）」に、

免許証登録事項	登録番号	第	号	登録年月日	年 月 日
	本 籍				
変更事項	ふりがな氏名				
	本 籍				
変更事項	ふりがな氏名				
	本 籍				

を

免許登録事項	登録番号	第	号	登録年月日	年 月 日
	ふりがな氏名				
変更事項	ふりがな氏名				
	本 籍				

に、「免許証」を「免許証

（免許証明書）」に改める。

別記様式第4号中「二級建築士免許証 再交付申請書」を「二級建築士免許証（免許証明書） 再交付申請書」
木造建築士免許証 再交付申請書 木造建築士免許証（免許証明書）

「山形県知事 殿
に、「山形県知事 氏 名 殿」を 指定登録機関 殿 に、「免許証」を「免許証（免許証明書）」
（名称） 」

に、「第8条」を「第8条（第14条の12の規定により読み替えて適用される第8条）」に改め、同様式の注書第2項中「免許証」を「免許証（免許証明書）」に改める。

別記様式第5号中「免許証を添付できない」を「免許証（免許証明書）を添付できない」に改め、同様式の注書第2項中「免許証」を「免許証（免許証明書）」に改める。

別記様式第6号中「免許証を添付できない」を「免許証（免許証明書）を添付できない」に改め、同様式の注書第2項中「免許証」を「免許証（免許証明書）」に改める。

「山形県知事 殿
別記様式第13号中「山形県知事 氏 名 殿」を 指定事務所登録機関 殿 に、「の規定」を「（第26条の4
（名 称） 」

第1項の規定により読み替えて適用される同法第23条の5第1項）の規定」に改める。

「山形県知事 殿
別記様式第14号中「山形県知事 殿」を 指定事務所登録機関 殿 に、「の規定」を「（第26条の4第1項の規
（名 称） 」

定により読み替えて適用される同法第23条の5第1項）の規定」に改める。

附 則

この規則は、平成20年11月28日から施行する。

告 示

山形県告示第1010号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、山形県議会定例会を平成20年12月3日山形市に招集する。

平成20年11月25日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県告示第1011号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年11月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 保安林予定森林の所在場所
最上郡真室川町大字大沢字西郡山手倉沢4274
 - 2 保安林指定の目的
水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び真室川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第1012号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成20年11月25日から同年12月8日まで縦覧に供する。

平成20年11月25日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路 線 名 黒鴨鮎貝線
- 2 供用開始の区間 西置賜郡白鷹町大字鮎貝字天狗林ノ五2360番から
同 2157番2まで
- 3 供用開始の期日 平成20年11月25日

教育委員会関係

告 示

山形県教育委員会告示第17号

山形県教育委員会11月定例会を次のとおり招集した。

平成20年11月25日

山 形 県 教 育 委 員 会
委 員 長 石 坂 公 成

- 1 招集の日時 平成20年11月27日（木） 午後2時30分
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
 - (1) 地方自治法第180条の2の規定に基づく協議に対する回答について
 - (2) 山形県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則の設定について
 - (3) 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則の制定について
 - (4) 山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部を改正する訓令の制定について
 - (5) 山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

- (6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について
- (7) 山形県立博物館協議会委員の解囑及び委囑について
- (8) 教職員の人事について

病院事業局関係

規 程

山形県病院事業管理規程第17号

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年11月25日

山形県病院事業管理者 野 村 一 芳

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

本則の表分べん介助料等の項中

「	妊娠満16週以降	帝王切開べん出術を行った場合	単児の場合	80,000円	を
			多児の場合	80,000円に2児以上1児を増すごとに40,000円を加算した額	
	上記以外の場合	単児の場合	140,000円		
		多児の場合	140,000円に2児以上1児を増すごとに70,000円を加算した額		
」					

「	妊娠満16週以降	帝王切開べん出術を行った場合	単児の場合	80,000円	に改め、同表の備考第1項中
			多児の場合	80,000円に2児以上1児を増すごとに40,000円を加算した額	
	上記以外の場合	単児の場合	140,000円		
		多児の場合	140,000円に2児以上1児を増すごとに70,000円を加算した額		
産科医療補償加算（妊娠満22週以降の分べんに限る。）	単児の場合	30,000円			
	多児の場合	30,000円に2児以上1児を増すごとに30,000円を加算した額			
」					

「分べん介助料は」を「分べん介助料（産科医療補償加算を除く。）は」に、「当該欄に掲げる分べん介助料の2割増」を「金額の欄に掲げる額に1.2を乗じて得た額」に、「当該欄に掲げる分べん介助料の3割増」を「同欄に掲げる額に1.3を乗じて得た額」に改める。

附 則

この規程は、平成21年1月1日から施行する。